

【学校において予防すべき感染症及び出席停止期間】

種別	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血	
	痘そう・南米出血熱・ペスト	
	マールブルグ病・ラッサ熱	
	急性灰脊髄炎・ジフテリア	
	重症呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）・鳥インフルエンザ（H5N1に限る）	
	指定感染症及び新感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定するもの）	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の席が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	新型コロナ	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風しん（3日はしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふく・ムンプス）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症：感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症・ロタウイルス感染症）・マイコプラズマ感染症等	

* 学校保健安全法施行規則第18・19条の定めるところによる

* 出席停止の期間が経過した後、登校初日に「学校感染症治癒証明書」（プリントアウトができない場合は、医師の「診断書」）を学生課に提出してください

《特例》インフルエンザと新型コロナに関して、「学校感染症治癒証明書」の提出が困難の場合は、該当感染症に対して受診・治療したことがわかる書類を提出してください